

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十六日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出し中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条第二項第一号中「令和三年三月三十一日まで」を「令和四年三月三十一日まで」に改め、同項第二号から第四号の規定中「令和三年三月三十一日まで」を「令和四年三月三十一日まで」に、「令和元年度相当分及び令和二年度相当分の保険料額」を「令和元年度相当分、令和二年度相当分及び令和三年度相当分の保険料額」に改め、同条第三項中「平成二十九年以前に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域」を「令和元年度以前に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域」に、「令和二年の」に、「令和元年上位所得層」を「令和二年上位所得層」に、「令和二年度相当分」を「令和三年度相当分」に改め、同項ただし書きを削る。

附 則（令和三年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。